

垂水市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び施行規則で使用する用語の例による。

(指定の期間)

第3条 施行規則第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けようとする者は、指定申請書に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(指定事業者の指定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請をした者について事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、事業者の指定を行うときは、当該申請をした者に事業者指定通知書（別記第1号様式）により、指定を行わないときは、事業者指定申請却下通知書（別記第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(指定の拒否)

第6条 市長は、前条に規定する事業者の指定を行うことにより、垂水市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定をしないことができる。

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、指定を受けた内容に変更があったときは、変更届出書を10日以内に市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止・休止届出書をその廃止又は休止の日の1月前までに市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、当該指定に係る事業を再開しようとするときは、再開届出書を再開の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

4 指定事業者は、総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該サービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定の辞退)

第8条 指定事業者は、指定を受けた事業について辞退しようとするときは、指定辞退届出書（別記第3号様式）を辞退しようとする日の1月前までに市長に提出しなければならない。

(指定の更新)

第9条 指定事業者は、法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、指定更新申請書に関係書類を添えて、当該指定の有効期間の満了の日の1月前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、事業所の指定の更新を行うときは、当該申請をした者に事業者指定更新通知書（別記第4号様式）により、指定の更新を行わないときは、事業者指定更新申請却下通知書（別記第5号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、事業者指定取消（効力停止）通知書（別記第6号様式）により当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第11条 市長は、第4条から前条までの各規定による指定、指定の更新、届出の受理、指定の取消し及び効力の停止（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を鹿児島県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請をした者及び主たる事業所の所在地並びに代表者に関する情報

- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
 - (4) 事業開始年月日
 - (5) 運営規程
 - (6) 介護保険事業所番号
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- (様式)

第12条 第4条、第7条又は第9条に定める申請書等の様式は、施行規則により厚生労働大臣が定める様式とする。

(その他)

第13条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月15日告示第81号)

この要綱は、令和3年11月15日から施行する。

附 則 (令和6年11月21日告示第84号)

この要綱は、令和6年11月21日から施行し、改正後の垂水市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱の規定は、同年10月1日から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

様

垂水市長



事業者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった垂水市介護予防・日常生活支援総合事業
指定事業者の指定については、下記のとおり決定しましたので、垂水市介護予防・
日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第5条第2項により通知し
ます。

記

申請者の名称（法人名）	
代表者の氏名	
事業所の名称	
事業所の所在地	
サービスの種類	
介護保険事業所番号	
指定の効力発生日	
指定に係る有効期間	
特記事項	

年 月 日

様

垂水市長

印

事業者指定申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった垂水市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定については、介護保険法第115条の45の5第2項の規定により、指定することができませんので通知します。

却下理由

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、垂水市を被告として（訴訟において垂水市を代表する者は垂水市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

垂水市長 殿

所在地
事業者 名称
代表者氏名

指定辞退届出書

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	介護保険事業者番号													
指定を辞退する施設	名称													
	所在地													
指定を受けた年月日	年 月 日													
指定を辞退する年月日	年 月 日													
指定を辞退する理由														
現に施設に入所している者 に対する措置														

注 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。

年 月 日

様

垂水市長



事業者指定更新通知書

年 月 日付けで申請のあった垂水市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新については、下記のとおり指定を更新しましたので、垂水市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第9条第2項により通知します。

記

申請者の名称（法人名）	
代表者の氏名	
事業所の名称	
事業所の所在地	
サービスの種類	
介護保険事業所番号	
指定更新年月日	
指定更新に係る有効期間	
特記事項	

年 月 日

様

垂水市長

印

事業者指定更新申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった垂水市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定更新については、介護保険法第115条の45の6第4項の規定により準用する同法第115条の45の5第2項の規定により、指定の更新をすることができませんので、申請を却下します。

却下理由

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、垂水市を被告として（訴訟において垂水市を代表する者は垂水市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

垂水市長

印

事業者指定取消（効力停止）通知書

年 月 日付で指定した事業者について、介護保険法第115条の45の9の規定により、下記のとおり指定の取消し（効力の停止）をしましたので通知します。

記

- 1 事業者名
- 2 事業所の所在地
- 3 介護保険事業所番号
- 4 サービスの種類等
- 5 取消し（効力停止）の理由
- 6 指定取消し（効力停止）年月日 年 月 日
（効力停止の期間 年 月 日 ～ 年 月 日）

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、垂水市を被告として（訴訟において垂水市を代表する者は垂水市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。